

## 刈谷市成年後見制度における市長の審判請求手続等に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、判断能力が不十分な痴呆性高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「痴呆性高齢者等」という。）の福祉の増進を図るため、刈谷市長（以下「市長」という。）が、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度における審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合の必要な手続等を定めるものとする。

### (審判請求の内容)

第2条 市長が行う審判請求は、市内に住所がある者又は法令等により刈谷市が援護の実施者である者のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づく痴呆性高齢者に関する審判請求
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3の規定に基づく知的障害者に関する審判請求
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づく精神障害者に関する審判請求

### (審判請求の判定基準)

第3条 市長は、審判請求を行うに当たっては、痴呆性高齢者等の次に掲げる事項について総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 事理を弁識する能力の状況
- (2) 生活状況及び健康状況
- (3) 配偶者及び4親等内の親族（以下「配偶者等」という。）の存否、当該配偶者等による本人保護の可能性及び審判請求を行う意思の有無
- (4) 市又は市の関係機関が行う各種施策の活用による痴呆性高齢者等に対する支援策の効果の状況

### (審判請求の手続)

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類、及び予納すべき費用等に関しては、審判請求対象者の住所地を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

### (審判請求費用の負担)

第5条 市長は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訴事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判請求に係る費用を負担する。

（審判請求費用の求償）

第6条 市長は、前条の規定により市が負担した費用について、市以外の者が当該費用を負担すべき特別の事情があると認めるときは、非訴事件手続法第28条の規定による家庭裁判所の命令を得るために、当該命令に関する申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。